

「令和3年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」

議事概要

開催日時：令和3年9月17日（金） 13：30～16：40

開催場所：オンライン開催（Webexによるウェブ会議システムを使用）

1 開会

農林水産省消費・安全局植物防疫課国際室 内田室長から挨拶。
委員の互選により、等々力委員が議事進行に選任された。

2 国際植物防疫条約（IPPC）及び国際基準策定プロセス

事務局（農林水産省消費・安全局植物防疫課）から IPPC 及び国際基準策定プロセスについて説明。

3 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から、以下「植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）」案の概要及び我が国の主なコメント案について説明後、議論を実施。

（1）ISPM 4 「有害動植物無発生地域の設定のための要件」の改正

阪村委員：パラ 70 に関するコメント案について、本章は病害虫無発生地域（PFA）を設置する前の事項であるため、「もし国境を跨ぐ地域に PFA を設定する場合は」といった言い振りに変更した方が良いのではないかと。
事務局：頂いた意見を踏まえて、コメントを明確化するように検討したい。

（2）ISPM 5 「植物検疫用語集」の改正

意見無し。

（3）ISPM18 「植物検疫措置としての放射線照射の使用のための指針」の改正

等々力委員：本改正は、X線照射の最大値が 7.5 MeV に変更された点が大きな改正点と思料。エネルギー効率や透過力が良くなるという利点がある。
現在、要求されるレスポンスが殺虫とされている処理基準はないとのことであるが、今後ウイルスのベクターとなる害虫などを対象として処理基準が策定されることは想定されるか。

事務局：現時点で殺虫をレスポンスとする処理基準は確認できていないが、今後は不明。論文の中で殺虫を検証しているものは存在するが、高い線量による照射によって食品の品質が保持されるかどうかは課題。

等々力委員：承知した。高い線量の照射は食品の品質低下が起きる可能性があるため、なかなか難しいと考える。

(4) ISPM20「植物防疫輸入規制制度のための指針」付属書「個別の輸入許可の利用」

阪村委員：本基準の制定は、他国で採用されている輸入許可証制度について IPPC 及び SPS 協定上との不整合はないが、輸入手続きの透明性を確保するためのルールが必要との観点で、日本から提案を行った経緯がある。特に、個別の輸入許可が日常的になった際や輸入要件が設定された際は一般の輸入許可に移行するという規定が重要と考える。透明性の向上が確保される基準となるよう善処願いたい。

(5) ISPM27「規制有害動植物に関する診断プロトコル」付属書案

大藤委員：今回記載されているプライマー以外に、農研機構で開発したより特異性の高いプライマーが存在するが、これを提案することは可能か。学術論文として発表されており、鹿児島、沖縄でも使用されている。

事務局：確認した上で、検討する。

(6) ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書

意見無し。

4 2回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

(1) 新規 ISPM「植物検疫における監査(audit)」

等々力委員：この ISPM 案における監査とはどういったものを想定しているのか。

事務局：3種類あり、①国家植物防疫機関の内部監査、②権限を付与された第三者機関に対する監査、③輸入国による輸出国に対する監査、が挙げられる。

(2) 新規 ISPM「植物検疫措置のための品目基準」

阪村委員：(パラ 114 の2文目とパラ 115 が重複しているため、前者を削除する旨のコメントについて) 確かに重複しているが、前者は措置の評価のみ、後者は措置の評価と基準の実施を含む記載となっている。一方を削除するコメントではなく、2つの文が重複しているため明確化を図った方が良好なコメントをしてはどうか。

事務局：意見を踏まえて検討したい。

阪村委員：措置を信頼性(confidence)で分類することには懸念がある。措置の分類方法について基準委員会(SC)で議論はなされたのか。

事務局：1回目の加盟国協議では、措置の信頼性を高、中、低の3つに分類するとされていたが、日本を含む複数国から措置を信頼性で分類することに懸念する旨のコメントが寄せられた。このコメントを踏まえ、SCにおいて、高、中、低に分類する規定は削除されたが、信頼性による措置の分類は加盟国にとっては有益という意見もあり、今後設置される「品目基準に関するテクニカルパネル(TPCS)」で信頼性を分類すると修正され、2回目の加盟国協議に諮ることとされた。

阪村委員：承知した。日本のコメント案を支持する。

(3) ISPM 5「植物検疫用語集」の改正

意見無し。

(4) ISPM12「植物検疫証明書」の再輸出に関する改正

荻野委員：本 ISPM 案へのコメント案に直接関係はないが、本年4月に ePhyto (電子植物検査証明書)の導入について問い合わせがあったが、現在、日本はどのような状況か。

事務局：現時点で日本は未導入。来年度の概算要求で、ePhyto の国内システムの導入に必要な予算を要求している。

阪村委員：(検疫証明書への添付書類に関するパラ 72 とパラ 258 が矛盾しているとのコメント案について) パラ 72 で述べられている attachment とは検疫証明書の追加用紙のこと、一方、パラ 258 における添付書類とはすでに発給された他国の検疫証明書のことであり、異なる書類について言及されているのではないか。そうであれば、コメントは不要ではないか。

事務局：ご認識のとおり異なる書類について言及されている。一方、パラ 72 で attachment 以外の他の書類は添付書類とみなされず、追記欄にも記載すべきではないと記載されており、パラ 258 の記載と矛盾が生じるようにも読める。頂いた意見も踏まえて、再度コメント案を検討したい。

阪村委員：(パラ 229 の再輸出検疫証明書の要件に関するコメント案について)、下の項目の要件をすべて満たしている場合について、may issue phytosanitary certificate for re-export とされているのを should にすべきではないか？

事務局：ご意見を踏まえて検討したい。

(5) ISPM 28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書

兼松委員：果実の温度処理について、中心温度を測定するとされているが、ももなどの核果類は種が大きく、温度センサーを挿入することは難しいと考えられるが、こうした場合はどのように温度を測定するのか定められているか。

事務局：核果類の場合は、種の近くの温度が一番上がりにくい場所に温度センサーを挿入して測定している。

4 閉会

事務局：本日の議論を踏まえて事務局で我が国のコメント案を調整し、委員にお諮りするので引き続き御協力願いたい。提出期限の9月30日まで我が国のコメントとして IPPC 事務局へ提出する。

(以上)